



平成21年 4月30日

各 位

会社名 らでいっしゅぼーや株式会社
代表者名 代表取締役社長 緒 方 大 助
(コード番号：3146)
問合せ先 取締役管理本部長兼経営企画部長
秋 田 二 郎
(TEL. 03-5777-8640)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年5月28日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備え、現行の定款第2条の「目的」に事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、来る平成21年5月28日開催の第21期定時株主総会にて上程予定の「第1号議案第21期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）計算書類承認の件」が承認可決されますと会社法第2条第6号イに規定する大会社に該当することとなりますので、会社の機関として会計監査人を置くこととし、第4条④を新設するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであります。
なお、定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
このほか、株券の電子化に伴い、株主権の行使手続が株式取扱規程に定められていることを明確化すると共に、株券喪失登録簿に係る経過的措置を定めるための附則を設けるものであります。
- (4) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第7条に自己の株式の取得の規定を新設するものであります。

- (5) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第9条として新設するものであります。
- (6) 会社法施行規則第94条第1項・第133条第3項ならびに会社計算規則第161条第4項・第162条第4項により、株主総会の招集に際して招集通知を発出する時から株主総会の日から3ヶ月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることが出来る状態に置く措置（インターネット上のウェブサイトを開示する方法を指す）をとることで、株主総会招集通知および事業報告の一部、個別注記表、連結計算書類について株主に提供したものとみなされる様、変更を行なうものであります。
- (7) 取締役及び監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるよう、取締役及び監査役の責任免除に関する規定を変更案第28条、変更案第38条として変更するものであります。
- なお、変更案第28条につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容
別紙のとおりであります。

3. 日程
定款変更のための株主総会開催日 平成21年5月28日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年5月28日（木曜日）

以 上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 有機質を利用した低農薬および無農薬栽培の農産物の仕入、加工、卸売、販売ならびに輸出入</p> <p>③～④ (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査役</p> <p>③ 監査役会</p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 有機質を利用した低農薬および無農薬栽培の農産物の<u>生産、仕入</u>、加工、卸売、販売ならびに輸出入</p> <p>③～④ (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査役</p> <p>③ 監査役会</p> <p>④ <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>单元株式数および单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>①<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>②<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条～第27条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 (新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続き<u>その他株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条～第37条（条文省略）</p> <p>（社外監査役の責任限定契約） 第38条（新 設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p> <p>（新 設） （新 設）</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第39条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除） 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第44条（現行どおり）</p> <p>附 則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u>